

第 3 回 定 例 会

令和 2 年度 予算案 関係 資料

茨 城 県

目 次

I	令和2年第3回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和2年度9月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	(2)
	2 補正予算の規模	(2)
	3 主な事業	(3)
	4 繰越明許費	(5)
	5 一般会計補正予算款別内訳 (歳入)	(1 2)
	6 一般会計補正予算款別内訳 (歳出)	(1 3)
	7 特別会計補正予算	(1 4)
	8 企業会計補正予算	(1 4)
III	債務負担行為一覧	(1 5)
IV	条例その他の議案の概要	(1 7)
V	認定事項	(2 3)

予 算 7 件 (一般会計 1 件 特別会計 4 件 企業会計 2 件)

条例その他 1 7 件 (条 例 5 件 その他 1 2 件)

認 定 1 件 (決 算 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和2年第3回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和2年度茨城県一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和2年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和2年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和2年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和2年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）
- 7 令和2年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

(条例その他)

- 1 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県県税条例の一部を改正する条例
- 3 茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 4 海区漁業調整委員会の委員の定数を定める条例
- 5 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例
- 6 県有財産の取得について
- 7 県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区戸建住宅等用地）
- 8 県有財産の売却処分について（萱丸地区教育施設用地）
- 9 県有財産の売却処分について（萱丸地区公共用地）
- 10 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 11 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 12 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 13 工事請負契約の変更について（（仮称）上曾トンネル本体工事（石岡工区））
- 14 工事請負契約の変更について（（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区））
- 15 あっせんの申立てについて
- 16 損害賠償の額の決定について
- 17 令和元年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について

(認 定)

- 1 令和元年度茨城県公営企業会計決算の認定について

Ⅱ 令和2年度9月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止と経済活動の両立を図るために必要な事業や、周産期医療体制の整備や防災・減災対策の推進などの県政の課題等へ対応するために必要な事業について計上するもの。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A+B
一般会計	1,322,143	19,552	1,341,695
特別会計	565,527	37	565,564
企業会計	110,137	920	111,057
合計	1,997,807	20,509	2,018,316

<参考1> 一般財源基金の予算計上額等 (単位：百万円)

繰入金	△4,109
残高	※ 59,365

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の配分見込み等を含む。

<参考2> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模

(単位：百万円)

区分	R1-3月 a	R2現計 b	今回補正予算 C	合計 a+b+c
一般会計	826	159,225	15,504 [17,886]	175,555
特別会計	—	—	2	2
企業会計	—	—	67	67
合計	826	159,225	15,573 [17,955]	175,624

※ []は減額補正（休業要請協力金△2,382百万円）除きの額。

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

3 主な事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策 **【全会計 17,955】 17,886**

① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 **【全会計 12,226】 12,159**

新 いばらきアマビエちゃん登録促進事業 1,047

(登録事業者に対する協力金の支給及び利用登録者に対するプレゼントキャンペーンの実施)

新 介護・障害福祉施設等感染拡大防止事業 5,703

(介護サービス施設等における清掃・消毒等の感染拡大防止対策に対する補助等)

新 保育施設等における感染拡大防止支援関連事業 974

(保育施設や放課後児童クラブ等における清掃・消毒等の感染拡大防止対策に対する補助等)

・ 感染症予防医療法施行事業 3,127

(医療機関の設備整備に対する補助及び地域外来・検査センターの運営の委託等)

・ 社会福祉施設等の個室化改修支援関連事業 602

(高齢者福祉施設等における換気設備の整備や多床室の個室化等に対する補助)

新 新型コロナウイルス感染予防対策強化研修事業 5

(医師・看護師に対する院内感染防止対策のための研修の実施)

・ 県庁情報基盤強化関連事業 700

(テレワーク環境の拡充・機能強化)

・ 建設改良費【病院事業会計】 67

(新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための医療機器の整備)

② 県民生活等への支援 **242**

新 学校サポーター配置事業 221

(学級担任業務を補助する学校サポーターの配置)

・ 生活困窮者自立支援事業 21

(離職者等への住居確保給付金の拡充)

(単位：百万円)

③ 県内産業等への支援

【全会計5, 486】5, 484

新	砂沼サンビーチ跡地利活用調査事業	10
	(砂沼サンビーチ跡地の利活用計画の策定)	
・	水郷筑波サイクリング環境整備事業	5
	(サイクリストにやさしい宿のポータルサイトの制作)	
新	就労継続支援事業所生産活動支援事業	94
	(就労継続支援事業所における生産活動の継続に要する経費に対する補助)	
新	いばらきグローバルビジネス推進事業	16
	(海外ECサイトを活用した販路開拓及びWeb会議システムを活用したオンライン商談に対する支援等)	
・	新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業	5, 167
	(新型コロナウイルス感染症対策融資を利用する中小企業等の負担軽減のための利子補給)	
新	外食産業衛生管理改善事業	20
	(飲食店における衛生管理設備の導入等に対する補助)	
新	県産水産物学校給食提供緊急対策事業	110
	(学校給食における県産水産物の提供に対する補助)	
新	ダム・砂防インフラツーリズム推進事業	11
	(ダム及び砂防施設を活用したインフラツーリズムの推進)	
・	指定管理施設におけるキャンセル対応関連事業	52
	(県有施設におけるイベント等自粛に伴うキャンセル料返還に要する経費)	
新	カシマスタジアムパブリックビューイング誘客推進事業【鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計】	2
	(アウェー戦開催日の本拠地パブリックビューイングの開催)	

(2) 県政の課題等への対応

【全会計5, 009】4, 121

新	地域周産期母子医療センター施設・設備整備事業	45
	(日立総合病院における地域周産期母子医療センター再開に向けた施設・設備整備に対する補助)	
・	農場防疫対策支援事業	63
	(豚熱対策のための防鳥ネット設置及び車両消毒施設整備に対する補助)	

(単位：百万円)

- ・ 警察署等建設整備事業 5 8
(太田警察署の実施設計等)
- ・ 特定交通安全施設整備事業 1 3 5
(国内示増に伴う道路標識等交通安全施設の整備)
- ・ 警察情報化推進事業 8
(道路交通法の一部改正等に伴う総合運転者管理システムの改修)
- ・ 自動車運転免許事業 1 0
(警察署における運転免許証の更新手続き等に関するキャッシュレス決済の導入)
- ・ 国補公共事業 【全会計4, 6 5 6】 3, 8 0 3
(国内示増に伴う河川の護岸整備や掘削等及び流域下水道の処理設備の整備)
- ・ 保健事業【国民健康保険事業特別会計】 3 5
(減塩推進の取組や糖尿病重症化予防等のためのアドバイザー派遣等)

(3) その他(減額補正分) △ 2, 4 5 5

- ・ 政務活動費等の減額 △ 7 3
(特例条例に基づく政務活動費の減額及び議会活動の見直しによる旅費等の縮減)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金の減額 △ 2, 3 8 2
(休業要請協力金の実績見込みによる減額)

4 繰越明許費

(単位：百万円)

区分	金額
一般会計	3 7, 9 8 3
特別会計	3, 2 2 1

いばらきアマビエちゃん登録促進事業（新規）

【R2.9月補正予算額 1,047百万円】

産業戦略部中小企業課企画G（029-301-3482）

新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、いばらきアマビエちゃんを登録した事業者に対し助成するとともに、利用者に対しプレゼントキャンペーンを実施します。

事業者向け（901百万円）

◆感染防止対策に要する経費の一部を助成

- ・ 助成額：3万円（定額）／1事業者
（複数店舗所有の場合は6万円を助成）
- ・ 対象：条例*の登録義務対象事業者（約2.5万事業者）

*茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例



利用者向け（146百万円）

◆プレゼントキャンペーンの実施（毎月抽選で5,000円相当の県産品プレゼント）

- ・ 抽選要件：①登録店舗で利用者登録した方
②登録店舗の感染防止対策を評価した方
- ・ 当選者数：1か月当たり3,500人（①3,000人，②500人）
6ヶ月間実施（合計21,000人）



介護・障害福祉施設等感染拡大防止事業（新規）

【R2.9月補正予算額 5,703百万円】

保健福祉部長寿福祉推進課
介護保険指導・監査G（029-301-3343）
同 障害福祉課自立支援G（029-301-3363）

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつサービスを継続的に提供する介護・障害福祉施設等への支援を行います。

感染症対策支援等 5,624百万円

- ・ 感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービス提供するための掛かり増し経費を補助
補助先：介護・障害福祉施設等
補助対象：①衛生用品等の購入費用，感染防止のための面会室改修費，増員で発生する追加的人件費等
②在宅サービスの利用再開に向けた働きかけや環境整備等
補助率：10/10
補助基準額：①施設種別ごとに設定（デイサービス1事業所あたり892千円 等）
②1事業所あたり20万円 等



サービス継続支援 79百万円

- ・ 感染者，濃厚接触者が発生した施設等がサービスを継続するための掛かり増し経費等を支援
補助先：①感染者・濃厚接触者が発生した施設等
②居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業者
補助対象：①消毒・清掃費用，割増賃金・手当，宿泊費等 ②衛生用品の購入費用等
補助率：10/10
補助基準額：施設種別ごとに設定（デイサービス1事業所あたり462千円 等）

保育施設等における感染拡大防止支援関連事業（新規）

【R2.9月補正予算額 974百万円】

保健福祉部子ども政策局少子化対策課
母子保健G(029-301-3257), 企画・結婚支援G(029-301-3261)
保健福祉部子ども政策局子ども未来課
企画・幼稚園G(029-301-3252), 保育G(029-301-3243)

県内の放課後児童クラブ, 保育所及び幼稚園等に対し, 新型コロナウイルス感染症拡大防止用の備品購入等を補助します。

放課後児童クラブ等感染拡大防止支援事業（新規） 451百万円

放課後児童クラブや児童厚生施設等における感染拡大防止対策の補助を行う市町村に対する補助

保育対策総合支援事業（拡充） 427百万円

保育所, 幼保連携型認定こども園, 地域型保育事業, 認可外保育施設における感染拡大防止対策の補助を行う市町村に対する補助

認定こども園等教育支援体制整備事業（拡充） 96百万円

幼稚園・幼稚園型認定こども園における感染拡大防止対策に要する補助

【共通】

- ・補助対象：①マスクや消毒液等の備品の購入に対する支援
②感染拡大防止に伴う時間外勤務等の掛かり増し経費
- ・補助基準額：1施設当たり①及び②の合計：50万円



感染症予防医療法施行事業

【R2.9月補正予算額 3,127百万円】

保健福祉部疾病対策課
健康危機管理対策室(029-301-3233), 企画G(029-301-5134)
同 医療局業務課企画調整G(029-301-3384)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため, 検査体制を強化するとともに, 医療機関の設備整備に対する補助などの取組を行います。

検査体制の拡充（829百万円）

- 地域外来・検査センターの運営委託
・委託期間の延長（R2年10月～R3年3月分）
- PCR検査にかかる自己負担分の補助
・想定件数の見直し, 委託期間の延長（R2年10月～R3年3月分）



医療提供体制の整備（2,298百万円）

- 検査協力医療機関等への設備整備補助
・補助先：①入院協力医療機関 ②検査協力医療機関
・補助対象：①人工呼吸器, 簡易陰圧装置, 個人防護具等
②空気清浄機, パーテーション, 簡易ベッド等
- 医療用資機材（サージカルマスク, 防護服等）の確保
- 電話相談窓口の外部委託（委託期間の延長：R2年10月～R3年3月分）



社会福祉施設等の個室化改修支援関連事業

【R2.9月補正予算額 602百万円】

保健福祉部福祉指導課保護G (029-301-3163)
同 長寿福祉推進課介護基盤G (029-301-3321)

社会福祉施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、多床室の個室化に要する改修、換気設備・簡易陰圧装置の設置に必要な費用を補助します。

個室化改修 (51百万円)

- 保護施設等において、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するため、多床室の個室化改修に必要な費用を補助

【補助対象】 救護施設(総事業費100万円以上)、無料低額宿泊所(総事業費30万円~1,000万円)

【補助率】 国1/2, 県1/4, 事業者1/4

換気設備・簡易陰圧装置の設置 (551百万円)

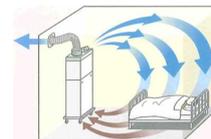
- 介護施設等において、感染拡大防止を図るため、換気設備や簡易陰圧装置等の設置に必要な費用を補助

【補助対象】 入所系介護施設等

【補助率】 10/10

【補助基準額】 換気設備：4,000円/㎡×施設延床面積

簡易陰圧装置：432万円/台×県が認めた台数



学校サポーター配置事業(新規)

【R2.9月補正予算額 221百万円】

教育庁学校教育部義務教育課人事G (029-301-5220)

感染症対策を徹底しながら、円滑に授業カリキュラムを進めるため、小中学校等に学校サポーターを配置します。

- 業務内容：児童生徒の健康管理・授業準備・保護者等への連絡業務や校内の消毒作業など

- 配置校：市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

- 配置人数：各学校1名(ただし、大規模校にあっては2名)

- 勤務条件：週15時間以内勤務(3時間×5日を想定)
時給：1,000円(通勤手当相当分は別途支給)
教員免許状は不要

- 配置期間：採用時からR3年3月

【採用までの流れ】

・ハローワーク
・地域人材等の活用
・文部科学省人材バンク
→市町村教育委員会・
学校で候補者を選定



市町村教育委員会・各学校
で面接等を実施



市町村教育委員会からの内
申に基づいて、管轄教育事
務所で発令
→各学校に配置



学校サポーター

いばらきグローバルビジネス推進事業（新規）

【R2.9月補正予算額 16百万円】

営業戦略部グローバルビジネス支援チーム海外展開G（029-301-3529）

海外EC（電子商取引）サイトやオンライン商談等を活用し、付加価値の高い県産品の海外販路開拓を支援します。

○海外ECサイトを活用した販路開拓支援（10百万円）

EC市場が発達しており、国民一人当たりGDPが世界上位であるシンガポール及び米国のECサイトと連携し、県産品の販売を促進

◇対象国・対象品目（公募により、各10商品程度を選定）

①シンガポール：食品（酒類、加工食品、青果物等）

②米 国：工業製品（日用品、工芸品、雑貨、化粧品等）

◇主なスケジュール

10月：事業者選定、支援商品の公募

11月：支援商品の選定、サイト掲載内容調整

12～3月：海外ECサイトにおける販売・商品プロモーション



○Web会議システムを活用したオンライン商談支援、Webセミナー開催（6百万円）

新たなビジネスモデルとして浸透が進むオンライン商談やWebセミナー開催等の非対面型の支援により、県内企業の新たな販路開拓の機会を創出

◇オンライン商談支援：現地バイヤー、国内商社等とのオンライン商談支援

◇Webセミナー開催：輸出の基礎知識、海外ECサイトの活用、外国人材の受入れ等



県産水産物学校給食提供緊急対策事業（新規）

【R2.9月補正予算額 110百万円】

農林水産部漁政課企画調整G（029-301-4070）

県産水産物の消費拡大と漁業者、養殖業者、水産加工業者の経営安定を図るため、県産水産物を学校給食へ提供する取組を支援します。

○学校給食における県産水産物の提供に対する補助

- ・事業実施主体：水産関係団体（漁協、加工協、養殖団体等）
- ・補助対象：学校給食において食育食材として県産水産物を提供するための経費
- ・対象魚種：ひらめ、いわし類（しらす含む）、さば類、養殖こいなど
※加工品等を含む
- ・補助率等：10/10（上限：1人1回当たり1,000円/100g等（魚種の市場価格に応じ設定））



ひらめ



養殖こい



地域周産期母子医療センター施設・設備整備事業（新規）

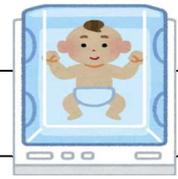
【R2.9月補正予算額 45百万円】

保健福祉部医療局医療政策課医療整備G（029-301-3186）

日立総合病院における令和3年4月からの地域周産期母子医療センター再開に向けたNICU3床の施設・設備整備を支援します。

○地域周産期母子医療センター再開に向けたNICU3床の施設・設備整備に対する補助
工期：R2年10月～R3年3月

区分	施設整備	設備整備
補助対象 (補助基準額)	施設整備に要する工事費 (52百万円)	医療機器等（生体情報モニター、 保育器、人工呼吸器等）の購入費 (41百万円)
補助率	1/3	2/3
補助額	17百万円	28百万円



※NICU：新生児特定集中治療室

警察署等建設整備事業

【R2.9月補正予算額 58百万円】

警察本部（029-301-0110）装備施設課（内線2261）

老朽化した太田警察署について、県民の利便性の向上及び警察活動の拠点としての機能向上を図るため、移転建て替えに向けた実施設計を行います。

- 事業目的
太田警察署の移転建て替えによる建物の老朽化、敷地の狭隘状況の解消
- 太田警察署の施設現況
 - 竣工年月日 S38年2月28日
 - 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階
- 移転後の太田警察署（予定）
 - 移転先 常陸太田市馬場町地内
 - 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階
 - 延床面積 約2,200㎡
 - 敷地面積 約8,000㎡
- スケジュール



R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基本設計 地質調査	実施設計	建設工事	→	供用開始 (予定)



特定交通安全施設整備事業



【R2.9月補正予算額 135百万円】

警察本部 (029-301-0110) 交通規制課 (内線5161)

未就学児の交通安全対策として、標識や横断歩道などの交通安全施設を整備します。

○ 対策の概要

- ・ 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策
- ・ 幼稚園等の対象施設から概ね1kmの範囲内において実施する未就学児の交通安全対策

○ 対策の内容

- ・ 劣化した標識の高輝度化，摩耗した横断歩道・実線の整備
→ 運転者の交通規則遵守、未就学児の安全な歩行の確保

路側式標識 720本



横断歩道 41km



実線 60km



社会資本の整備



土木部監理課予算G (029-301-4329)

公共事業	4,656百万円
(1) 一般会計	3,803百万円
○国補河川改修事業	3,745百万円

緊急に対応が必要な護岸整備や河道掘削等
 ・事業箇所：中丸川（ひたちなか市），桜川（つくば市），
 潤沼川（笠間市）など21箇所



河道掘削
中丸川（ひたちなか市）



河道掘削
桜川（つくば市）



護岸整備
潤沼川（笠間市）

(2) 流域下水道事業会計	853百万円
---------------	--------

緊急に対応が必要な下水処理場の電気・機械設備
 や管渠等の老朽化対策
 ・事業箇所：霞ヶ浦湖北流域下水道など3箇所



霞ヶ浦湖北流域下水道

5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	386,701	—	386,701
地方消費税清算金	124,465	—	124,465
地方譲与税	51,566	—	51,566
地方特例交付金	1,938	—	1,938
地方交付税	189,802	—	189,802
交通安全対策特別交付金	754	—	754
分担金及び負担金	8,704	35	8,739
使用料及び手数料	17,802	10	17,812
国庫支出金	197,490	15,888	213,378
財産収入	1,690	—	1,690
寄附金	67	—	67
繰入金	40,480	△3,558	36,922
繰越金	5,000	—	5,000
諸収入	175,558	5,167	180,725
県債	120,126	2,010	122,136
計	1,322,143	19,552	1,341,695

6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,715	△73	1,642
総務費	36,643	—	36,643
企画開発費	17,598	△1,627	15,971
生活環境費	9,964	11	9,975
保健福祉費	271,750	10,477	282,227
労働費	2,619	—	2,619
農林水産業費	50,210	192	50,402
商工費	178,992	6,230	185,222
土木費	116,587	3,814	120,401
警察費	63,948	211	64,159
教育費	275,852	317	276,169
災害復旧費	813	—	813
公債費	147,238	—	147,238
諸支出金	146,214	—	146,214
予備費	2,000	—	2,000
計	1,322,143	19,552	1,341,695

7 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
競 輪 事 業	12,717	—	12,717
公 債 管 理	181,321	—	181,321
市 町 村 振 興 資 金	981	—	981
鹿島臨海工業地帯造成事業	4,210	2	4,212
県立医療大学付属病院	3,097	—	3,097
国 民 健 康 保 険	244,514	35	244,549
母子・父子・寡婦福祉資金	171	—	171
中 小 企 業 事 業 資 金	32,630	—	32,630
農 業 改 良 資 金	63	—	63
林業・木材産業改善資金	92	—	92
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	71	—	71
港 湾 事 業	11,619	—	11,619
都市計画事業土地地区画整理事業	74,041	—	74,041
計	565,527	37	565,564

8 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
病 院 事 業	29,452	67	29,519
水 道 事 業	31,170	—	31,170
工 業 用 水 道 事 業	21,120	—	21,120
地 域 振 興 事 業	305	—	305
鹿島臨海都市計画下水道事業	5,039	—	5,039
流 域 下 水 道 事 業	23,051	853	23,904
計	110,137	920	111,057

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方債証券 共同発行連帯債務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和 2年度 至 令和12年度	共同発行団体による共同発行の総額から茨城県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額
新型コロナウイルス 感染症対応資金 利 子 補 給	茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和6年度	21,760,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道 125 号，古河市三杉町地内外 4 箇所 の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和 3 年度	400,000千円
交通安全施設 工事請負契約	一般国道 123 号，城里町那珂西地内外 3 箇所 の交通安全施設に係る工事請負契約を締結する。	令和 3 年度	170,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	主要地方道水戸神栖線，茨城町海老沢地内外 48箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和 3 年度	890,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和 3 年度	262,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和 3 年度	70,000千円
県単排水整備 工事請負契約	一般県道鹿田玉造線，行方市芹沢地内外1箇所 の排水整備に係る工事請負契約を締結する。	令和 3 年度	45,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和 3 年度	116,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川潤沼川，笠間市南吉原地先の河川 改修に係る工事請負契約を締結する。	令和 3 年度	50,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	旭海岸，鉾田市上釜地先外1箇所の養浜に係 る工事請負契約を締結する。	令和 3 年度	90,000千円
県単急傾斜地 崩壊対策事業 工事請負契約	西の前-2地区，石岡市高浜地先の急傾斜地 崩壊対策に係る工事請負契約を締結する。	令和 3 年度	30,000千円

県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川，潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	5,000千円
港湾建設 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結 する。	令和3年度	150,000千円
県単港湾維持改良 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結 する。	令和3年度	30,000千円
県単公園事業 工事請負契約	偕楽園の好文亭の設備改修に係る工事請 負契約を締結する。	令和3年度	20,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	長山アパート外2箇所の県営住宅の長寿命 化に係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	194,500千円

[特別会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備に係る 工事請負契約を締結する。	令和3年度	700,000千円
茨城港常陸那珂港区 臨海部土地造成事業 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区の港湾関連用地整備に 係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	770,000千円

[企業会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
那珂久慈流域下水道 工事請負契約	那珂久慈流域下水道事業の管路施設整備等 に係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	137,000千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(財政課, 農業技術課, 漁政課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>肥料取締法等の一部改正に伴い, 所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用する法律の題名等の変更 「肥料取締法」→「肥料の品質の確保等に関する法律」 「第4条第1項又は第2項」 →「第4条第1項又は第3項」 等</p> <p style="text-align: right;">(施行日 令和2年12月1日)</p>
<p>(税務課)</p> <p>茨城県県税条例の一部を改正する条例</p> <p>法人県民税法人税割の超過課税に係る適用期間を延長するため, 所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>法人県民税法人税割の超過課税に係る適用期間の延長 令和3年1月31日まで → 令和8年1月31日まで (5年間)</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過税率 1.8% (標準税率 1.0% (+0.8%)) ・ただし, 資本金等の額1億円以下かつ法人税額 1,000万円以下の法人等は 1.0% <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(厚生総務課)</p> <p>茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>認定看護師制度の改正にあわせて, 認定看護師教育課程を変更することに伴い, 所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>認定看護師教育課程に特定行為研修を組み込むことによる受講料の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民 733,330円 → 1,133,330円 ・県民以外 785,720円 → 1,185,720円 <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(漁政課)</p> <p>海区漁業調整委員会の委員の定数を定める条例</p> <p>漁業法の一部改正に伴い, 海区漁業調整委員会の委員の定数を定めるため, 本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>漁業者及び漁業分野以外の者の意見を十分に反映させた漁業調整を行うため, 法定の委員数を増加した定数を規定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 茨城海区漁業調整委員会 17人 (法定の委員数: 15人) 2 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 12人 (法定の委員数: 10人) <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年4月1日)</p>

議 案	内 容										
<p>(中小企業課)</p> <p>茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るため、本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するとともに、社会経済活動の維持を図るための措置を規定</p> <p>1 特定システム(※)への登録についての義務付け等</p> <p>(1) 不特定の者の用に供され、当該者が施設の一定の場所に一定の時間とどまることとなる業種等に対して、システムへの登録及び宣誓書の掲示の義務付け →義務違反の場合には、指導・助言、勧告、公表を実施</p> <p>(2) 事業所を利用する県民に対して、宣誓書に付された情報(QRコード)の読み込み及びメール送信の義務付け</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症に係る調査等への協力等</p> <p>(1) 県民に対して、感染症法に基づく質問・調査の協力の義務付け</p> <p>(2) 県民及び事業者に対して、感染症法に基づく検体の提出又は採取等の協力の義務付け</p> <p>3 差別的取扱いの禁止等</p> <p>(1) 不当な差別的取扱いの禁止</p> <p>(2) 県、事業者、県民による差別解消のための措置の実施</p> <p>4 その他</p> <p>(※) 事業者が取り組む感染防止対策を公表する宣誓書を発行するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある者にメールで注意喚起の連絡をするシステム</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>										
<p>(警務部会計課)</p> <p>県有財産の取得について</p> <p>地域部通信指令課の備品として、I P R形警察移動無線通信システム用機器を取得しようとするものである。</p>	<p>取得する財産の内容</p> <p>(1) 購入機器, 数量</p> <table border="0"> <tr> <td>・ I P R形移動用無線機 (車載仕様)</td> <td>335式</td> </tr> <tr> <td>・ I P R形移動用無線機 (携帯仕様)</td> <td>70式</td> </tr> <tr> <td>・ I P R形オートバイ用無線機</td> <td>35式</td> </tr> <tr> <td>・ I P R形基地局制御装置</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・ I P R形基地局用無線装置</td> <td>3台</td> </tr> </table> <p>(2) 取得予定価格 382,739,280円</p> <p>(3) 取得先 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 三菱電機株式会社 執行役社長 杉山 武史</p>	・ I P R形移動用無線機 (車載仕様)	335式	・ I P R形移動用無線機 (携帯仕様)	70式	・ I P R形オートバイ用無線機	35式	・ I P R形基地局制御装置	3台	・ I P R形基地局用無線装置	3台
・ I P R形移動用無線機 (車載仕様)	335式										
・ I P R形移動用無線機 (携帯仕様)	70式										
・ I P R形オートバイ用無線機	35式										
・ I P R形基地局制御装置	3台										
・ I P R形基地局用無線装置	3台										

議 案	内 容
<p>(宅地整備販売課) 県有財産の売却処分について</p> <p>住宅用地として、つくばみらい市陽光台二丁目1番6ほか26筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示 ・つくばみらい市陽光台二丁目1番6ほか26筆 ・土地 41,745.34㎡</p> <p>(2) 売却予定価格 2,360,120,000円</p> <p>(3) 売却処分先 水戸市笠原町600番地62 伊奈・谷和原地区住宅事業者向け土地分譲事業共同企業 連合体 代表 茨城セキスイハイム株式会社 代表取締役 寺内 勝</p>
<p>(宅地整備販売課) 県有財産の売却処分について</p> <p>小・中学校用地として、つくば市みどりの南106番1ほか6筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示 ・つくば市みどりの南106番1ほか6筆 ・土地 61,181.14㎡</p> <p>(2) 売却予定価格 1,872,142,000円</p> <p>(3) 売却処分先 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市長 五十嵐 立青</p>
<p>(宅地整備販売課) 県有財産の売却処分について</p> <p>公共用地として、つくば市みどりの南14番1の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1) 不動産の表示 ・つくば市みどりの南14番1 ・土地 25,000.05㎡</p> <p>(2) 売却予定価格 855,951,711円</p> <p>(3) 売却処分先 つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市長 五十嵐 立青</p>

議 案	内 容															
<p>(林業課, 水産振興課)</p> <p>県が行う建設事業に対する市の負担額について</p> <p>令和2年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市の負担について, 地方財政法の規定に基づき, その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条の規定に基づく市の負担額 (単位: 千円)</p> <table border="1" data-bbox="644 441 1382 600"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td>56,800</td> <td>常陸太田市</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td>163,450</td> <td>神栖市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>220,250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	林道事業	56,800	常陸太田市	漁港事業	163,450	神栖市外3市	計	220,250				
事業名	負担額	備考														
林道事業	56,800	常陸太田市														
漁港事業	163,450	神栖市外3市														
計	220,250															
<p>(農地整備課)</p> <p>県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>令和2年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担について, 土地改良法等の規定に基づき, その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条及び土地改良法第91条の規定に基づく市町村の負担額 (単位: 千円)</p> <table border="1" data-bbox="644 882 1382 1001"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>734,162</td> <td>水戸市外36市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>734,162</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	県 営	734,162	水戸市外36市町村	計	734,162							
事業名	負担額	備考														
県 営	734,162	水戸市外36市町村														
計	734,162															
<p>(監理課)</p> <p>県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>令和2年度において県が行う河川事業等に対する市町村の負担について, 地方財政法等の規定に基づき, その額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額 (単位: 千円)</p> <table border="1" data-bbox="671 1283 1393 1482"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>82,200</td> <td>日立市外12市</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>235,800</td> <td>日立市外2市村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>813,170</td> <td>水戸市外29市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,131,170</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	負担額	備考	河川事業	82,200	日立市外12市	港湾事業	235,800	日立市外2市村	下水道事業	813,170	水戸市外29市町村	計	1,131,170	
事業名	負担額	備考														
河川事業	82,200	日立市外12市														
港湾事業	235,800	日立市外2市村														
下水道事業	813,170	水戸市外29市町村														
計	1,131,170															

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>合併支援道路(仮称)上曾トンネル本体工事(石岡工区)について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="644 405 1385 521"> <tr> <td>既請負額</td> <td>4,031,918,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>37,499,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>4,069,417,000</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置として、建設工事請負契約書第56条に基づく協議により、増額変更をしようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 合併支援道路(仮称)上曾トンネル本体工事 (石岡工区)</p> <p>(2) 工 事 箇 所 石岡市上曾地内</p> <p>(3) 工 事 内 容 トンネル工事(L=1,939.0m)</p> <p>(4) 工 期 令和2年3月~令和5年3月</p> <p>(5) 契約の相手方 東京都港区港南二丁目15番2号 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組 取締役社長 蓮輪 賢治 代理人 常務執行役員関東支店長 多尾田 望</p>	既請負額	4,031,918,000	今回変更額	37,499,000	変更後総額	4,069,417,000
既請負額	4,031,918,000						
今回変更額	37,499,000						
変更後総額	4,069,417,000						

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>合併支援道路(仮称)上曽トンネル 本体工事(桜川工区)について、請 負契約の変更をしようとするもの である。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="641 398 1417 519"> <tr> <td>既請負額</td> <td>2,967,294,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>26,026,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>2,993,320,000</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置として、建設 工事請負契約書第56条に基づく協議により、増額変更をしよ うとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 合併支援道路(仮称)上曽トンネル本体工事 (桜川工区)</p> <p>(2) 工 事 箇 所 桜川市真壁町山尾地内</p> <p>(3) 工 事 内 容 トンネル工事(L=1,599.0m)</p> <p>(4) 工 期 令和2年3月~令和4年9月</p> <p>(5) 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 代表取締役社長 村田 誉之 代理人 東京支店常務執行役員支店長 須藤 史彦</p>	既請負額	2,967,294,000	今回変更額	26,026,000	変更後総額	2,993,320,000
既請負額	2,967,294,000						
今回変更額	26,026,000						
変更後総額	2,993,320,000						
<p>(政策調整課) あっせんの申立てについて</p> <p>東北地方太平洋沖地震に伴う原子 力発電所の事故に係る損害賠償金等 の支払について和解の仲介を求める ため、原子力損害賠償紛争解決セン ターへあっせんの申立てをしよう とするものである。</p>	<p>申立ての内容</p> <p>(1) あっせんの申立て先 東京都港区西新橋一丁目5番13号 原子力損害賠償紛争解決センター</p> <p>(2) あっせんの申立ての相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明</p> <p>(3) あっせんの申立ての要旨 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故に伴い、県が平成23年度から平成25年度 までの間に放射性物質の影響対策を実施したこと等により被 った損害に係る損害賠償金及び遅延損害金の支払について、 和解の仲介を求めるもの</p>						

議 案	内 容
<p>(経営管理課) 損害賠償の額の決定について</p> <p>医療行為に係る事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1)事故発生日時 平成27年8月3日(月)午後3時頃 (2)事故発生場所 笠間市鯉淵6528番地中央病院内 (3)事故概要 手術時の医療行為により、後遺症を伴う脊髄損傷を生じさせる損害を与えた。(中央病院所属) (4)損害賠償額 11,005,562円 (全額、病院賠償責任保険により補填)</p>
<p>(企業局総務課, 病院局, 下水道課) 令和元年度茨城県公営企業会計に係る利益の処分について</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、茨城県水道事業会計外5会計の利益の処分をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>令和元年度公営企業会計に係る利益の処分</p> <p>(1)茨城県水道事業会計 処分額 5,726,954,541円 (2)茨城県工業用水道事業会計 処分額 5,848,074,007円 (3)茨城県地域振興事業会計 処分額 78,905,503円 (4)茨城県病院事業会計 処分額 483,624,459円 (5)茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計 処分額 866,267,943円 (6)茨城県流域下水道事業会計 処分額 666,578,277円</p>

V 認定事項

事 項	内 容
<p>令和元年度茨城県公営企業会計決算の認定について</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、茨城県水道事業会計外5会計の決算を監査委員の意見を付けて、認定に付そうとするものである。</p>	<p>令和元年度公営企業会計決算</p> <p>(1)茨城県水道事業会計 (2)茨城県工業用水道事業会計 (3)茨城県地域振興事業会計 (4)茨城県病院事業会計 (5)茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計 (6)茨城県流域下水道事業会計</p>